

令和4年度政策評価について

令和4年8月31日
総務省大臣官房
政策評価広報課

- 「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき、政策評価を実施。
- 政策評価は、自らその政策の効果を把握・分析し、評価を行うことにより、次の企画立案や実施に役立てるもの。

1 主要な政策に係る評価(6件)

総務省では所管する19の主要な政策について、2～3年に1回、実績評価方式による評価を実施。本年度は6政策について評価を行い、その他の13政策についてはモニタリングを実施。(モニタリング結果については、主要な政策に係る政策評価の事前分析表を参照)

2 事後事業評価(3件)

令和3年度までに終了した事業のうち、総事業費10億円以上のものなど事後の検証が必要と認められる研究開発について評価を実施。

3 事前事業評価(2件)

令和5年度予算概算要求を行う事業のうち、予定総事業費が10億円以上と見込まれる研究開発について評価を実施。

4 租税特別措置等に係る評価(6件)

令和5年度税制改正要望を行う法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等について事前評価を実施。

- 上記4つについて、必要性、有効性等の観点から自ら政策評価を実施し、令和5年度予算概算要求等へ反映。